

佐野市 スポーツ立市推進基本計画



平成 26 年 3 月
栃木県 佐野市

佐野市 スポーツ立市推進基本計画



目 次

1. はじめに	1
2. 背景	2
3. 佐野市の概況	4
4. スポーツを取り巻く本市の現状	7
5. 現状を踏まえた分析	13
6. 計画の基本方針	16
7. 計画の位置づけ	17
8. 計画の期間	17
9. 政策体系	18
10. 今後の進め方	20
基本施策 1	20
基本施策 2	22
基本施策 3	25
基本施策 4	27
11. 施策の進行管理	33
【資 料】	34

1 はじめに

スポーツは、心身の健康の保持増進や、青少年の健全育成、地域社会の再生、社会・経済の活力の創造、国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を担うとされています。

これまでの本市のスポーツ政策は、佐野市総合計画中期基本計画に定める「生涯スポーツ・レクリエーションの振興」の施策に示すとおり、市民が一人1スポーツ・レクリエーションを行うための活動の機会を充実させることや、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむ環境をつくることを目的に様々な事業を行ってきました。

平成26年度からの佐野市総合計画後期基本計画を策定するに当たり、スポーツに対する考えを一步踏み込み、生涯スポーツだけでなく、競技力の底上げを図り一流選手の育成をも目的とした「するスポーツ」、トップ選手の競技する姿が見る者に勇気と感動をもたらす「観るスポーツ」、また、スポーツ大会の運営の一部をボランティアの人たちが担い、大会参加者と共感し感動を分かち合う「支えるスポーツ」の三つを、改めてスポーツの価値・魅力と認識し、市民がそれぞれの活動に参加し易い環境を整備、確保できるよう、本市のスポーツ政策を進めていきたいと考えています。

同時に、大規模なスポーツ大会やイベント等の誘致に努め、スポーツを目的として本市を訪れる人たちがスポーツを楽しんだ後に本市の名所や、名物、自然、歴史などに触れることにより佐野市の魅力を満喫できるスポーツツーリズム^{※1}を目指し、スポーツをキーワードにした交流人口の増加や地域コミュニティ、観光産業の活性化を図っていきたいと考えています。

これらの取組は、市民を対象とした市全体のスポーツの底上げを図るものと、本市への来訪者を対象としたスポーツツーリズムを推進するものとに区分することができます。佐野市総合計画のリーディングプロジェクト（特に重要かつ先導的な役割を持つ施策横断的な取組）である「スポーツ立市」構想においては、この二つの取組を同構想の骨格とし、市全体にスポーツの活力がみなぎるまちづくりを推進していきたいと考えています。

本計画は、「スポーツ立市」構想を進める上での方針や戦略を明らかにするものです。

※1 - P3「スポーツツーリズムとは」参照

2 背景

(1) 国の動向

平成 18 年 12 月、「観光立国推進基本法」の制定によって、国が魅力ある観光地づくりと、国際・国内観光の活性化に取り組むこととなり、その中で地域資源を活用した新たなツーリズムを創出することが一つのテーマとなりました。

平成 22 年 8 月に策定された「スポーツ立国戦略」～スポーツコミュニティ・ニッポン～においては、人（する人、観る人、支える（育てる）人）を重視した全ての人々のスポーツ機会の確保、安全・公正に行うことができる環境の整備と、スポーツ界の連携・協働によるトップスポーツと地域スポーツの好循環の創出、社会全体でスポーツを支える基盤の整備といったスポーツ立国戦略を実現していくための基本的な考え方が明らかになりました。

また、平成 23 年 6 月には、これまで我が国のスポーツ発展に貢献してきた「スポーツ振興法」に代わる「スポーツ基本法」が制定され、スポーツは国民生活を多面的に担うものであり、自発的なスポーツ活動により幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとの位置付けの下に、国民のスポーツに親しむ機会の確保が求められるようになりました。このスポーツ基本法の理念を具体化するため、平成 24 年 3 月に策定された「スポーツ基本計画」において国及び地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者等スポーツに係わる様々な主体が連携して、スポーツを総合的、計画的に振興する取組が示されています。

平成 24 年 3 月には、観光立国推進基本法に基づく観光立国推進基本計画が閣議決定され、観光立国の推進を担う MICE^{*2}産業の競争力強化にスポーツツーリズムの活用が盛り込まれています。

平成 25 年 9 月には、スポーツの祭典であるオリンピック・パラリンピックの 2020 年の東京開催が決定し、国民の気運が高まるとともにスポーツ立国と観光立国が融合する経済効果についても注目が集まっています。

このようにスポーツを推進するための法律や計画に新たな考えが盛り込まれ、また、オリンピックを契機とした経済の再生に期待がかかるなど、スポーツを取り巻く環境は大きく変動してきています。

※ 2 - P3「スポーツツーリズムとは」参照

(2) 本市の動向

佐野市総合計画の将来像である「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」の実現に向け、同計画の前期及び中期基本計画においては、スポーツを「生涯スポーツ・レクリエーションの振興」の施策の下で推進してきました。

佐野市総合計画後期基本計画においては、スポーツ立市構想をリーディングプロジェクトに位置付け、施策横断的な取組として打ち出すとともにスポーツに関する政策を生涯学習の政策から分離し、新たにスポーツに焦点を当てた政策として「スポーツを軸とした人々が集まるまちづくり」を創設し、「生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備」と「スポーツツーリズムの推進」の二つの施策を立てて推進していくこととしました。

《スポーツツーリズムとは》

スポーツツーリズムは、スポーツを「観る」「する」ための旅行そのものや周辺地域観光に加え、スポーツを「支える」人々との交流、あるいは生涯スポーツの観点からビジネスなどの多目的での旅行者に対し、旅行先の地域でも主体的にスポーツに親しむことのできる環境の整備、そして、**MICE**[※]推進の要となる国際競技大会の招致・開催、合宿の招致も包含した、複合的でこれまでにない「豊かな旅行スタイルの創造」を目指すものである。

〔国のスポーツツーリズム推進基本方針より抜粋〕

※ MICE

企業等の会議（**M**eeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（**I**ncentive**T**ravel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（**C**onvention）、展示会・見本市、イベント（**E**xhibition）の頭文字であり、多くの集客交流が見込めるビジネスイベントの総称

3 佐野市の概況

(1) 地理・地勢

平成 17 年 2 月の旧佐野市と旧田沼町、旧葛生町の合併を経て現在の佐野市が誕生しました。本市は栃木県の南西及び関東平野の北端に位置し、東は栃木市、岩舟町、西は足利市、北は鹿沼市、群馬県桐生市・みどり市、南は渡良瀬川を挟み群馬県館林市・板倉町と接し、面積は栃木県で 6 番目となる 356.07km² を有しています。

市の北部は足尾山地から続く山岳地帯となっており、氷室山や根本山を始めとする 1,100 m 級の山を配しています。北部の山麓からは秋山川、彦間川、旗川が流下し、南部にかけて扇状地をつくり、渡良瀬川沿岸まで平坦な土地が続きます。南部の市街地はまちの中心を占める地域で、住宅地や商業地域、工業地域が分布し、市街地の西や南には農用地が広がります。

(2) 交通

東京から 70km 圏内に位置し、東北自動車道の佐野藤岡 IC と佐野 SA スマート IC、北関東自動車道の佐野田沼 IC の三つのインターチェンジを有する北関東の交通の要衝であるとともに国道 50 号、国道 293 号などの広域的な道路交通の利便性も備えています。

公共交通は、鉄道では JR 両毛線が小山市・前橋市方面を結び、東武鉄道佐野線が葛生駅から佐野駅、館林駅を経て東京へと繋がっています。また、バスは佐野新都市線の循環バスや市営バスが市内を運行し、さらに、東北自動車道を利用した高速バスが本市と東京駅・新宿駅の都心部や、羽田空港・成田空港とを結んでいます。

このように、本市は北関東において良好な交通環境を有していますが、佐野新都市周辺と市内名所での週末・祝日における道路渋滞や、佐野駅周辺などの市街地内道路の未整備区間を要因とする混雑が生じています。

(3) 人口

本市の人口は、全国的な傾向と同様に減少が続いており、平成2年の国勢調査では128,276人であったものが、平成22年の調査では121,249人となり、この20年間で7,000人を超える人口が減少しています。また、人口の年齢別構成比から、年々、少子高齢化が進んでいることが分かります。

世帯数は、平成2年から平成22年までに6,821世帯が増加していますが、1世帯当たりの人数は、3.34人から2.68人と減少しており、核家族化が進行していることが伺えます。

人口区分	単位	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 26年	平成 29年
0歳～14歳 (年少)	人数(人)	23,962	21,147	18,396	16,710	15,402	16,610	15,670
	構成比 (%)	18.7	16.5	14.6	13.5	12.8	14.2	13.7
15歳～64歳 (生産年齢)	人数(人)	86,792	85,752	82,726	80,143	75,834	71,550	68,600
	構成比 (%)	67.7	66.9	65.8	64.7	62.9	61.1	60.1
65歳以上 (高齢者)	人数(人)	17,479	21,199	24,547	27,066	29,394	29,020	29,940
	構成比 (%)	13.6	16.5	19.5	21.8	24.4	24.8	26.2
総人口		128,276	128,099	125,671	123,926	121,249	117,180	114,210
世帯数		38,357	40,769	42,122	43,830	45,178	46,420	46,870
1世帯当たりの人員		3.34	3.14	2.98	2.83	2.68	2.52	2.44

※実績は国勢調査による公表数値。予測は平成26年と平成29年は、過去4回（昭和60年～平成12年）の国勢調査人口を用いてコーホートセンサス変化率法で推計し、世帯数はそれぞれ10人、10世帯単位でまとめています。

※総人口には年齢不詳人口を含みます。

(出典：佐野市総合計画)

(4) 自然

北部の山間地域の多くはスギやヒノキの針葉樹林が多いものの、尾根付近はコナラ等の落葉広葉樹林が残されており、蓬萊山を始めとした山々では、紅葉の時期はハイキングを楽しむ人で賑わいます。市の東部にはアカマツが美しく、また、平成26年3月に城跡が国指定の史跡となった唐沢山と、山容が美しく万葉の昔から歌に詠まれた三轟山があります。西部には環境省の名水百選に選ばれた湧水の出流原弁天池があり、宿泊施設を備えた観光名所の一つとなっています。

また、利根川水系百選である旗川源流の三滝や、氷室山に源を発し旗川と共にイワナやヤマメが生息する秋山川、カタクリが群生し紫の花が咲き誇る三轟山のかたくりの里などもあり、四季折々の自然を味わえます。

(5) 産業

本市の工業は伝統的な石灰、繊維、鋳物工業からプラスチック製品製造業中心の時期を経て、機械、食品へと推移してきています。現在は、佐野工業団地、羽田工業団地、田沼工業団地、佐野インター産業団地、佐野みかも台産業団地の5つの産業団地を拠点としており、新たに佐野田沼インター産業団地、佐野AWS^{※3}産業団地、(仮称)佐野インター産業団地第2期の整備を進め、これらの産業団地への企業の集積を図っています。

商業については、佐野新都市地区に大型商業施設が進出したことにより市外からの買い物客が多数訪れる新しい商業地域が形成されています。

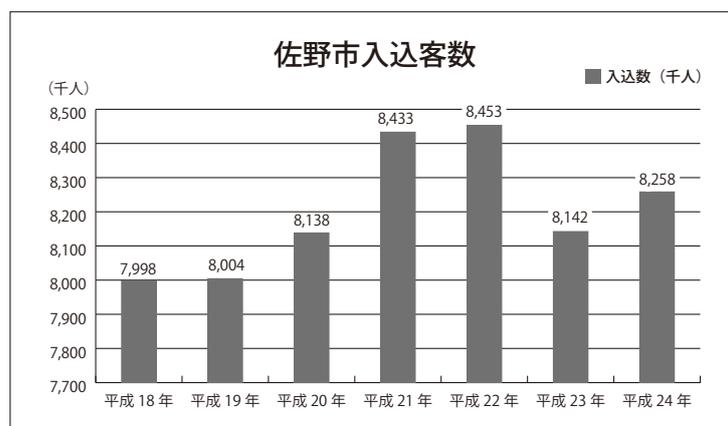
農業については、米を基幹作物としていますが、収益の中心は園芸作物に移りつつあり、いちご、かき菜、梨、桃などの栽培が有名で、いちご狩りやフルーツライン沿いの直売所には多くの方が訪れています。また、田沼地区及び葛生地区ではそばの生産が盛んです。

(6) 観光

平成22年10月に佐野市観光立市推進基本計画を策定し、本市全体を観光資源として「住んでよし、訪れてよし」の本市を築き上げることを目指し、魅力ある観光地の形成、人材育成とおもてなしの心の醸成、観光産業の振興と地域の活性化などを目標に、市民や関係団体と協力し取り組んでいます。

観光入込客数については、平成13年は314万人でしたが、平成15年の佐野新都市地区の大型商業施設のオープンや佐野厄よけ大師の参拝客の増加などにより、平成19年には800万人を超えるようになりました。その多くはアウトレットモールや佐野厄よけ大師、道の駅どまんなかたぬま、唐澤山神社などの商業施設を訪れる人や参拝客が占めています。

また、観光いちご農園や中山間地域の農村レストラン、根古屋森林公園等の野外スポーツレクリエーション施設も安定的な利用客があることから、スポーツ立市の推進に伴いスポーツツーリズムとの連携が期待されます。



(栃木県観光客入込客数データより)

※3 AWS: Access Water Safety の略で、交通の利便性、豊富な地下水、自然災害が少ないといった特徴を意味する。

4 スポーツを取り巻く本市の現状

(1) 生活とスポーツ

「市民一人1スポーツ・レクリエーション」の実現を目標に市民の年齢や興味、技術に応じたスポーツ教室の開催や、指定管理者のノウハウを活かした指導者育成、また、地域スポーツの活動拠点となる総合型地域スポーツクラブの設置・支援などを通じてスポーツの普及に取り組んできましたが、市政に関するアンケートでは、軽い運動を含めた「スポーツ・レクリエーションを週1回以上行う人の割合」は、平成21年から平成24年までの間で30～34%と徐々に伸びているものの、国のスポーツ基本計画で目標とする65%とは大きな開きがあります。



その理由として、スポーツに親しむ機会が減少していることが考えられます。小中学生では室内で過ごす時間が長くなり外遊びが減っていることや、学校の運動部の種類と部員の減少による部活動の減退などが挙げられ、成人では娯楽の多様化や、時間的なゆとりの不足などが考えられます。また、企業におけるクラブ活動の縮小など従業員への福利厚生事業の変化なども影響があるようです。

(2) 健康とスポーツ



本市の国民健康保険加入者の約3割の人が生活習慣病（糖尿病・脳卒中・虚血性心疾患・脂質異常症・高血圧性疾患）にかかっています。生活習慣病は不適切な食生活だけで引き起こされるものではなく、運動不足から肥満を招き、高血圧、脂質異常、高血糖などを誘発するので、運動を行うことは生活習慣病の予防につながり、長寿社会を自立して生活するためにも重要であると言えます。平成24年度の生活習慣調査による運動・身体活動に関する結果では、本市の運動習慣のある人の割合は、成人男性が34.0%、成人女性が24.8%となっています。そのうち40歳代では、男性が2割以下、女性では1割以下しか運動を行っておらず、男女とも壮年期の運動習慣の定着が課題と言えます。

こうした課題の解消に向けては、運動への意識啓発を深めることはもとより、健康づくりのための各種運動教室と出前講座の実施や、健康サロン、いきいき教室など様々な事業に取り組んでいます。また、運動する機会を得にくい障がいを持つ人に対しては、NPO法人などの活動を支援し、運動機会の確保に努めています。

(3) 学校教育とスポーツ

佐野市教育委員会では、学校教育の推進に当たり「心豊かで、自ら学び、たくましく生きる児童生徒」の育成を目指しており、そのための重点目標の一つに「たくましく生きるための体力と実践力を育てる教育」を掲げ、スポーツに親しみながら基礎体力の向上を重視した体力づくりや日常生活における健康の保持増進に努める態度の育成を地域やスポーツ団体との連携を強化し創意工夫を活かしながら取り組んでいます。



学校の運動部の活動では、小学校は大会出場のための臨時的な運動部が設置されるものの、その種類は少なく活動は限定的であり、中学校は生徒数の減少や指導者の不足から運動部の数が減るとともに、スポーツを行わない児童生徒が増える傾向にあります。

(4) 地域コミュニティとスポーツ



地域住民の町会加入率は、平成20年度が90.2%、平成25年度が88.2%となっており、県内では高い水準にありますが、徐々に低下傾向にあります。

また、少子高齢化が進み、地域活動を担う人材の確保は市全般の課題となっており、昔のようにお祭りや清掃活動、親睦行事、スポーツ大会など地域を挙げて事業を実施することに苦慮する町会が現れてきています。

地域活動への参加意識の低下や町会活動の魅力の不足などが懸念されています。

一方、地域内のコミュニケーションづくりに、三世代で行えるスポーツやレクリエーションを取り入れ、交流を深めているところもあります。

(5) スポーツ施設

代表的な市有スポーツ施設として、佐野市運動公園と佐野市田沼グリーンスポーツセンターが挙げられます。それぞれに観客席を備えた野球場や陸上競技、サッカーが行える多目的球技場、テニスコート等を備えており、佐野市運動公園については、公益財団法人日本陸上競技連盟の第2種公認の陸上競技場とバレーボールコートをもつ2面有する体育館、屋外プール等も有しています。

その他の主な施設としては、バレーボールコートをもつ4面有するアリーナたぬまや、野球場やプールのある佐野市中運動公園、ナイター照明のある栄公園野球場、ソフトボールやクリケットのできる渡良瀬川緑地、二つの武道館などがあります。

また、みかもクリーンセンターの余熱を利用した健康増進施設が平成21年にオープンし、トレーニングルームや温水プール、フットサルコートが利用できます。



陸上競技場

これらの多くは、指定管理者制度により管理運営を行っています。

市有スポーツ施設の利用状況としては、野球、サッカー等の競技人口の多いスポーツは、昭和50年代の利用者のピーク時に比べると現在は半分程になっていますが、週末は各種大会の開催を含め、ほぼ100%の利用率となっています。

しかし、市有スポーツ施設は、その多くが昭和50年代に建設しており施設の老朽化が著しく、修繕を繰り返している状況にあり、施設を良好な状態で提供することが課題となってきています。

民間においては、スイミングクラブやテニスクラブ、スポーツジムも開設され、スイミングクラブでは行政からの受託事業も実施されています。

また、市内にはゴルフ場も10か所のコースがあり、首都圏からの多数の利用者がいます。

【主なスポーツ施設】

● 佐野市運動公園

市内最大規模のスポーツ施設

市民体育館：昭和55年の栃の葉国体のバレーボールの会場
床面積1,512m²（バレーボールコート2面）観覧席
660席、卓球室234m²

野球場：プロ野球の公式戦（二軍）を開催 メインスタンド
2,642人、内野スタンド3,492人、外野芝スタンド

陸上競技場：全天候トラック、フィールド、メインスタンド1,400人

多目的球技場：人工芝9,600m²、サッカー・ラグビー

その他：テニスコート、弓道場、屋外プール



● 佐野市アリーナためま

バスケットボール、バレーボール、ドッチボールなど球技の利用
が最も多い体育館

平成15年完成アリーナ1,560m²（バレーボールコート3面）、サブ
アリーナ617.5m²（バレーボールコート1面）トレーニング室、ランニングコース1周176m



● 佐野市田沼グリーンスポーツセンター

多目的競技場はサッカー、野球の他、産業まつりを始めとした
イベントにも利用される

野球場（メインスタンド339人）、多目的競技場、テニスコート、
ゲートボール場



● 佐野市中運動公園

主に野球での利用が多い

野球場、多目的競技場、プール



(6) 本市スポーツの特徴



本市は、陸上競技の3,000 m障害で活躍した故大澤龍雄氏をしのぶ大澤駅伝大会を開催し多くの参加チームを得ていることや、全国高校駅伝大会の出場常連校があるなど伝統的に中長距離走の盛んな地域です。最近では、平成25年8月に全日本中学陸上選手権大会男子400 mリレーにおいて佐野市立北中学校のチームが優勝する活躍もありました。

また、石井琢朗氏を始めプロ野球やJリーグの選手を輩出しており、全国高校野球大会に出場する有力校が複数あることなど、野球やサッカーも盛んな地域であり、その活躍に市民も期待を寄せています。

一般市民を対象にしたスポーツは、市民体育祭やレクリエーション大会、さのマラソン大会などの市を挙げて行う大会を中心に、市民がスポーツに親しめる機会の充実に努めてきました。また、市内には地域住民が主体となった6つの総合型地域スポーツクラブがあり、陸上や野球、柔道、レクリエーション事業など個性豊かな活動が展開されています。

社会人の野球やソフトボールも盛んですが、昭和50年代に比べるとチーム数は半分以下になり競技人口も減ってきています。一方、ゲートボールやグラウンドゴルフは高齢者を中心に活発に行われており、定年退職後の年長者（シニア層）に人気のラージボール卓球や還暦野球は本市で定期的に大規模な大会が開催されており、市外から多数の参加者があります。

また、折からの健康ブームにより地域では身近にウォーキングやジョギングをする人の姿が数多く見受けられ、さらに休日ともなると唐沢山をジョギングする人や田沼地区及び葛生地区の山あいの道路をサイクリングする人が多数訪れています。

平成19年には特定非営利活動法人日本クリケット協会が佐野に支部を置き、クリケットの普及活動を始めたことにより、クリケットが新たに愛好されるようになってきています。

この他、県内にはサッカー、バスケットボール、サイクルスポーツ、アイスホッケーの4つのプロチームがありますが、本市との連携は図られていません。

(7) ボランティア活動

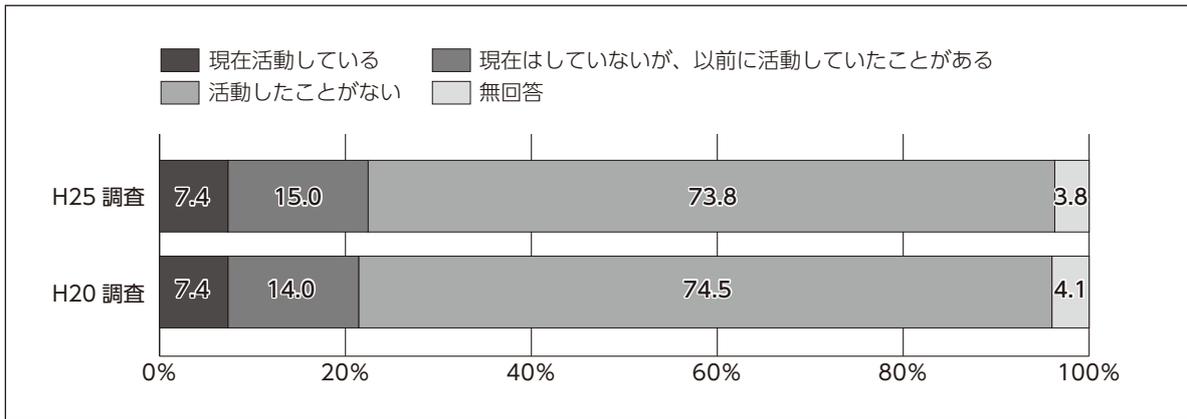
佐野市地域福祉計画の策定時に行ったアンケートでは、ボランティア活動・NPO活動に対しては、平成20年と平成25年で「現在活動している」と答えた人の割合は共に7.4%、「現在はしていないが、以前に活動していたことがある」と答えた人の割合は14～15%という状況であり、ボランティア活動やNPO活動に参加する人の割合が伸びていない状況にあります。しかし、何かのボランティアをしてみたいと考えている人は40%近くおり、こうした人たちの参加を得られるよう活動環境の整備に努めることが大切です。

本市には、おもてなしの心をもって来訪者に市内の名所等を案内する観光ボランティアガイドの活動や、各スポーツの普及を進めるスポーツ団体の活動、知的障がいや発達障がいのある子どもたちにスポーツの場を提供するスペシャルオリンピックスの活動など、様々なボランティア・NPO活動、スポーツ団体活動がありますので、こうした活動をPRすることにより、市民の参加を促していくことも必要です。

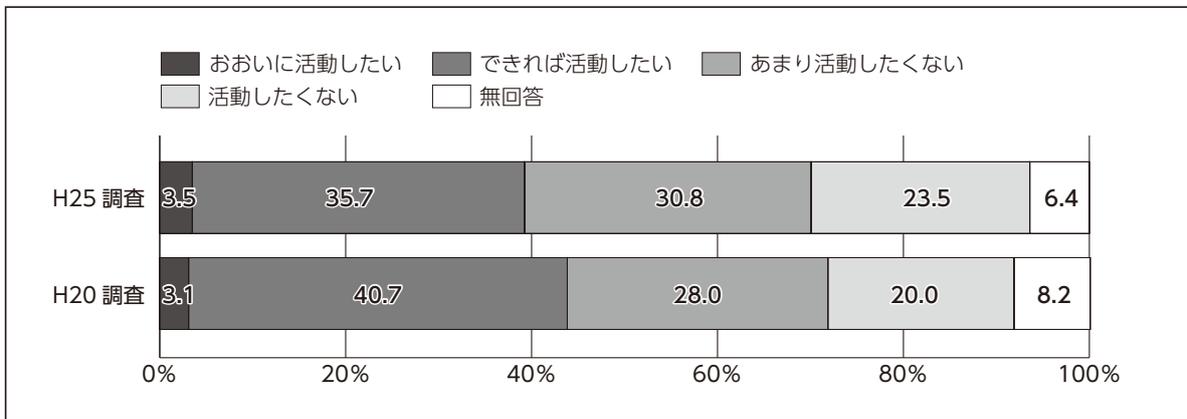


マラソンの給水ボランティア

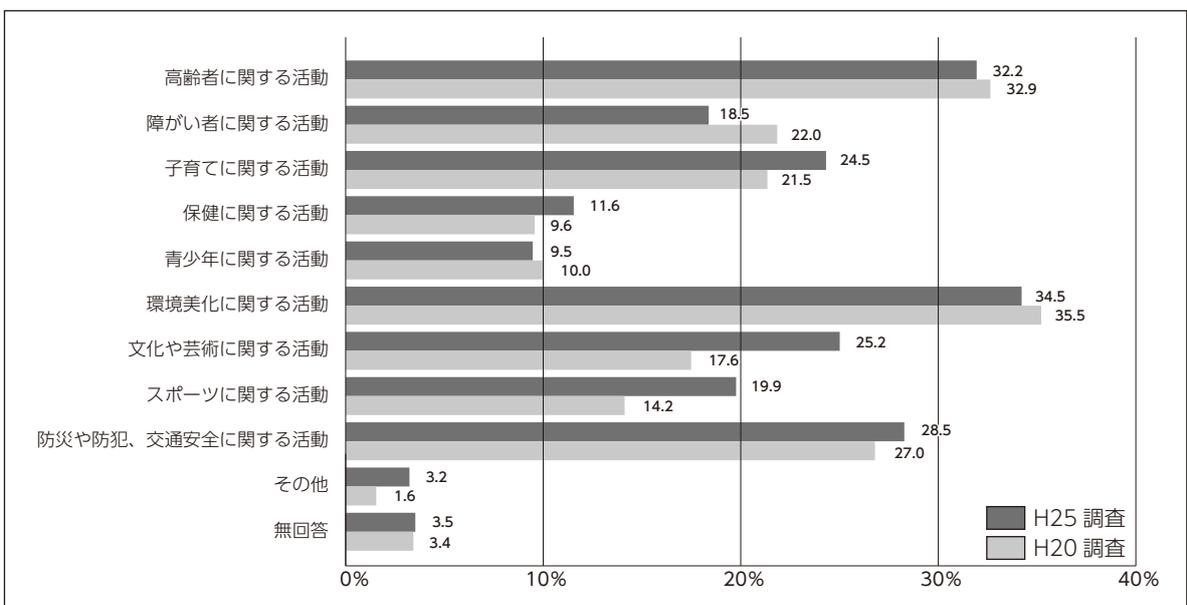
◆ボランティア活動・NPO活動の状況



◆ボランティア活動・NPO活動の参加意向



◆参加したい活動の内容



(出典：佐野市地域福祉計画)

5 現状を踏まえた分析

社会情勢や本市の概況、スポーツを取り巻く状況を踏まえ、一般的な動向から注目すべき点を外的要因として捉え、また、本市のスポーツ振興やスポーツツーリズムの推進から考慮すべき点を強みや弱みとしてまとめ、必要な対応を検討します。

(1) 外的要因

- ・2020年に東京オリンピック・パラリンピックというスポーツ最大の祭典が開催される。
- ・2019年にラグビーワールドカップが日本で開催される。
- ・2022年に栃木県での国民体育大会の開催が内定している。
- ・比較的時間が自由になる定年退職後の年長者（シニア層）を中心に、仲間とともに好きなスポーツを楽しむ人たちが増えている。
- ・インターネットの普及により観光業等のサービス情報が簡単に手に入るようになったことで受けられるサービス内容の比較が容易になり、誘客のための競争が厳しくなっている。

(2) スポーツの振興

《強み》

- ・駅伝、マラソンなど陸上の中長距離競技が伝統的に盛んである。
- ・還暦野球大会やラージボール卓球大会など市外からの参加者のある大会が定期的で開催されている。
- ・高齢者に人気のゲートボール、グラウンドゴルフが盛んである。
- ・特定非営利活動日本クリケット協会の実質的な本部が市内にあり、同協会の活動によりクリケットの普及が図られているとともに、「クリケットのまち佐野」サポータークラブ^{※4}も結成され、その活動を支援している。

《弱み》

- ・スポーツを行っている市民の割合が伸びておらず、健康づくりの面からも壮年のスポーツ参加が低調である。
- ・スポーツ基本法に示されている全ての人がスポーツに親しめる機会が十分に提供されているとは言えない。
- ・生徒数の減少や指導者の不足により、中学校運動部の活動が縮小傾向にある。
- ・運動をしない子どもの割合が増える傾向にある。
- ・地域のスポーツ行事への参加が減少している。
- ・スポーツ選手の育成は選手が属するスポーツ団体に委ねられており、選手によって指導を受けられる環境の違いが大きい。

※4 「クリケットのまち佐野」サポータークラブ：日本クリケット協会佐野支部が実施するクリケットの普及・大会・強化などの諸事業を支援し、「クリケットのまち佐野」を推進します。

- ・昭和 50 年代に建設したスポーツ施設が多いため施設の老朽化が進んでおり、附帯設備を含め施設の改修が必要となってきた。
- ・プロスポーツチームとの結び付きが薄い。

(3) スポーツツーリズムの推進

《強み》

- ・東京から 70km 圏内に位置するとともに、東北自動車道と北関東自動車道に三つのインターチェンジを有しており、首都圏等からの自動車のアクセスに優れている。
- ・アウトレットモール、佐野厄よけ大師といった入込客数の多い施設や名所がある。
- ・佐野ラーメンやいもフライ、大根そば、耳うどんなどの名物があり、また、いちごや梨、桃、そばの生産が盛んである。
- ・トレッキング、ハイキング、サイクリングを行うのに適した自然環境を備えており、週末には市外から人が訪れている。
- ・豊かな自然の中に野外レクリエーション施設を設置している。
- ・佐野観光ボランティアガイド協会の活動が定着してきている。
- ・佐野ブランドキャラクター「さのまる」がゆるキャラ® グランプリ 2013 を獲得し、市のイメージアップが図られている。

《弱み》

- ・全国規模のスポーツ大会を開催するための基準を満たす競技施設が少ない。
- ・大規模な大会を開く際の宿泊施設の不足が懸念される。
- ・公共交通を利用したスポーツ施設、観光名所への移動の利便性が良くない。
- ・市内への入込客数の増加に伴い、更なる道路の渋滞や混雑が懸念される。
- ・これまでは、スポーツツーリズムを推進する観点からのスポーツの振興を図らなかった。
- ・佐野観光ボランティアガイド協会の活動は活発であるが、市全体にはおもてなしの意識が及んでいない。
- ・ボランティア活動に参加したことのある市民が少ない。

(4) 課題のまとめ

強みと弱みをもとに、今後、強化すべきと考えられる点を三つにまとめました。

① スポーツで自らの人生を豊かなものにしてもらう。

(現状)

- ・子どものスポーツ離れが進んでいる。
- ・スポーツを行う市民の割合が伸びていない。
- ・スポーツを快適に行える環境を確保していかなければならない。
- ・トップレベルのスポーツとの出会いが少ない。
- ・選手の育成環境に差がある。
- ・地域の人間関係が希薄になりつつある。

② スポーツ立市を推進するために官民連携を含め、組織横断的な推進体制を構築する必要がある。

(現状)

- ・市民をスポーツに誘導する取組において、関連する課の連携が十分とはいえない。
- ・スポーツツーリズムを推進するためのスポーツ事業者や観光事業者等と連携し活動する組織がない。

③ 本市の特徴を活かした魅力的なスポーツツーリズムを推進することにより、市外から訪れた人に本市のファンになってもらう。

(現状)

- ・クリケットやシニア世代のスポーツ大会を始めとした、誘客が図れるスポーツが行われている。
- ・本市には立地条件の優位性や自然、観光名所、特産物などの観光促進のための資源がある。
- ・佐野市総合計画後期基本計画の施策に、スポーツツーリズムを推進することが加えられた。

6 計画の基本方針

明るく活力に満ちたスポーツの特性を活かし、市民がスポーツを暮らしに取り込み豊かに生きることができる施策や、本市の魅力を盛り込んだスポーツツーリズムの施策を組織横断的に推進することによって、地域の一体感や来訪者との交流を育み、また、経済的な活性化も期待できる活気溢れるスポーツ都市の実現を目指します。

将来像

『スポーツで人が集い地域が輝く、活力溢れる交流拠点都市 佐野』

目指すのは、スポーツを基盤に市民が豊かに暮らし、スポーツツーリズムとの調和によって賑やかに人が行き交う活力の溢れるまち

基本目標

1. スポーツにより自己に挑戦し、夢を育み生きる力を伸ばす人づくり
2. スポーツにより人々が地域に愛着と誇りを持てる風土づくり
3. 魅力あるスポーツツーリズムで人が集い、交流とおもてなしで地域が潤うまちづくり



7 計画の位置づけ

本計画は、佐野市総合計画後期基本計画のリーディングプロジェクトに位置付けたスポーツ立市の構想を具体的に表現し、その進展を図るための考え方や戦略、政策を明らかにする基本的な計画です。また、佐野市総合計画後期基本計画におけるスポーツ政策の部門計画となるものであり、本計画の下位計画として佐野市スポーツ基本計画が位置付けられます。

・関連する計画

佐野市市民活動推進計画・第2期計画
第2期佐野市地域福祉計画
さの健康21プラン・第2期計画
佐野市観光立市推進基本計画
佐野市都市計画マスタープラン
佐野市生涯学習推進基本構想・基本計画

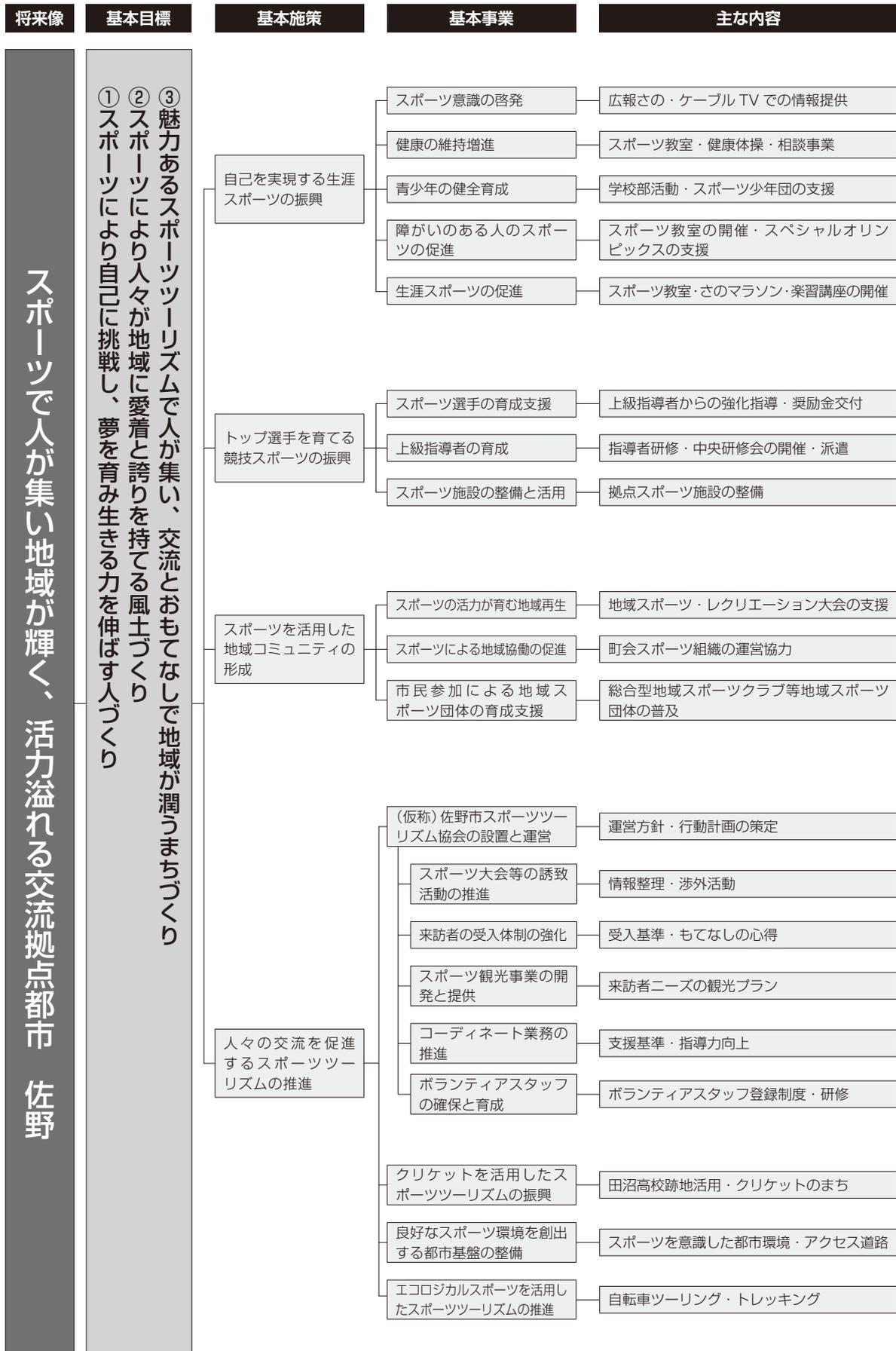
本計画におけるスポーツの定義

競技スポーツにとどまらず、ニュースポーツやレクリエーション、ジョギング、サイクリング、軽い体操などの健康や体力の保持増進、精神的な充足感を得るための身体活動を含みます。

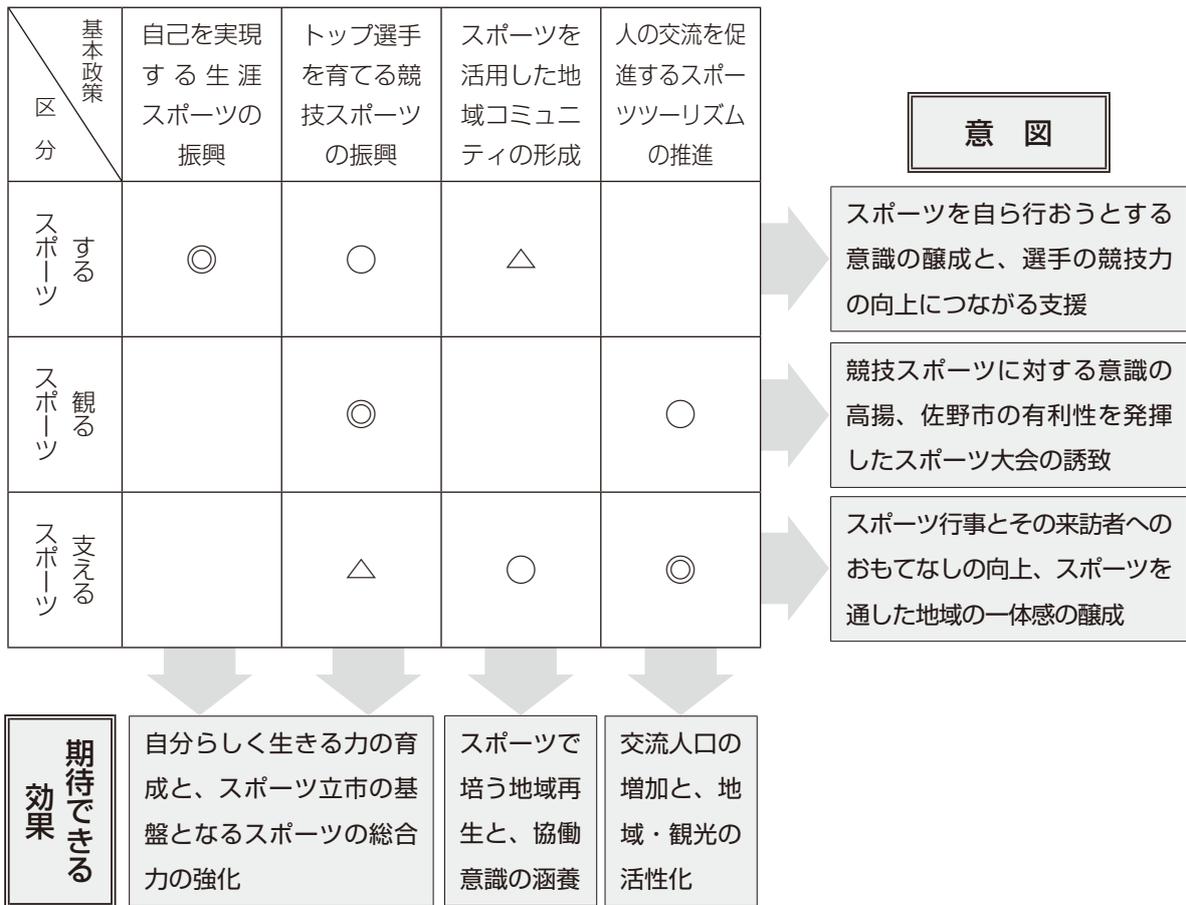
8 計画の期間

本計画の期間は、佐野市総合計画後期基本計画の期間に合わせ、平成26年度から平成29年度までの4年間とします。

9 政策体系



《 する・観る・支えるスポーツを促進する基本施策 》



さのマラソン大会

10 今後の進め方

将来像と基本目標を実現するため、スポーツ行政を担当する部署と健康、教育、観光、都市計画などを担当する部署とが緊密な連携を図りながら、次の基本施策と基本事業を推進していきます。

【基本施策1】

自己を実現する生涯スポーツの振興

(1) 基本的な考え方

体を動かす喜びや、プレイする楽しさ、仲間と気持を共有できるスポーツの意義を知らせるとともに、健康管理や青少年の成長面での効果、豊かな人生を送る生涯学習の普及から、市民がスポーツを身近に感じ主体的に行う姿勢を後押しし、スポーツ教室等の提供やスポーツ指導者の派遣などの事業を佐野市体育協会を始めとするスポーツ団体等と連携しながらスポーツに親しむ環境づくりを行います。また、既にスポーツを実践している市民や団体に対しては、その活動が継続し、充実が図られるよう支援します。

※この施策の具体的な事業の実施については、佐野市スポーツ立市推進基本計画において定めます。

(2) 基本事業の設定

基本事業	意 図	手 段
スポーツ意識の啓発	スポーツを行う動機付けとなる情報や話題を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や団体と連携したスポーツ情報の提供 ・広報さのへの特集記事掲載 ・ケーブルテレビによる情報提供
健康の維持増進	スポーツを行うことによる健康づくりを奨励します。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりのためのスポーツ教室の開催 ・健康体操等地域活動の奨励 ・健康教室での相談事業 ・生涯学習出前講座の提供
青少年の健全育成	青少年のスポーツ活動を支援することにより青少年の健全な心身の成長を育みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校部活動の支援（指導者の派遣、部活動の環境整備） ・スポーツ少年団等の育成と支援
障がいのある人のスポーツの促進	スポーツに参加する機会の少ない障がいを持った人たちにスポーツに親しむ場を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの程度に応じたスポーツ教室の開催 ・障がいのある人を支援する団体と連携したスポーツ行事の実施
生涯スポーツの促進	好きなスポーツを行うことにより心身を健康に保ち、豊かに生きることを奨励します。 また、市の特徴的なスポーツであるクリケットの普及を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツへの関心を高める初心者スポーツ教室等の実施 ・指導内容の充実を図れる専門ノウハウを持った事業者や団体との連携 ・さのマラソン等の中心的な市民スポーツ事業の実施 ・スポーツ団体の育成支援 ・クリケットの普及のための事業の実施

(3) 取組の期間

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
スポーツ意識の啓発	広報さの特集記事、ケーブルテレビのスポーツ情報枠の調整	広報さのやケーブルテレビ等を活用した情報提供	→	→
健康の維持増進	市民への情報発信、関係課の連携構築	スポーツ教室の充実、健康スポーツの奨励	自主的な地域スポーツの推進	→
青少年の健全育成	学校部活動及びスポーツ少年団等団体活動の情報収集と課題整理	対応策の検討、指導者データベース等による指導者の確保	関係団体等への指導者の派遣、育成支援	→
障がいのある人に対するスポーツの促進	スポーツ教室の内容の検討、支援団体との連携の検討	スポーツ教室の開催、連携事業の実施	→	→
生涯スポーツの促進	市民スポーツの情報提供や参加者の動機付け促進、関係各課及び専門事業者・団体との連携強化	市民ニーズ等を踏まえたスポーツ教室等の実施、自主的な団体活動の育成支援	→	→

(4) 役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの特性を理解し、スポーツに関心を持ちます。 ・自らスポーツに親しみ、自分のライフサイクルや目的にあったスポーツを行います。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・クリケットを始めスポーツに関心を持つ情報を提供します。 ・スポーツ教室や健康教室の開催、出前講座など、市民が身近にスポーツを行うきっかけづくりを支援します。 ・普段スポーツを行えない障がいを持った人などに配慮した、誰でもスポーツに親しむことができる機会を提供します。 ・学校の運動部の活動を支援する指導者派遣制度を創設します。 ・地域スポーツの振興に寄与する市民団体の活動を支援します。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・運動部の指導者を確保する指導者派遣制度を活用します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性を発揮したスポーツの普及のための活動を行います。

(5) 成果指標

項目	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標
週に 1 回以上スポーツ・レクリエーションを行っている人の割合	34%	45%

(市政に関するアンケートより)

この基本施策では、市民の生涯スポーツを振興するための働きかけを行った結果、市民が日常的にスポーツを行うようになったかどうかを把握するため、この成果指標を設定します。



介護予防教室

【基本施策 2】

トップ選手を育てる競技スポーツの振興

(1) 基本的な考え方

活躍する姿が観る者に感動と勇気を与えるトップ選手を本市から育てるため、高いレベルの指導を受けられる機会を提供することなどにより、自助努力では行えない部分を支援し、選手の能力の開発と育成を図ります。

また、市内の指導者の中から確かな指導力を備えたトップクラスの指導者が育つよう指導力の向上などにも力を入れ、選手を育てる環境を整えていきます。

さらには、トップクラスの指導者が市内の他の指導者に指導技術を伝授していく体制をつくり、市全体の指導力の引き上げに努めます。

※この施策の具体的な事業の実施については、佐野市スポーツ立市推進基本計画において定めます。

(2) 基本事業の設定

基本事業	意 図	手 段
スポーツ選手の育成支援	選手の競技能力を高める指導機会の提供など、選手の活動環境の向上を図ります。また、市の特徴的なスポーツであるクリケット選手の育成についても支援します。 さらに、地域やスポーツ団体で活躍する身近な指導者を養成し、選手育成を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な上級指導者から指導を受けられる機会の提供 ・ 強化種目や強化選手の認定と市有施設の優先利用などの支援策の実施 ・ 全国大会出場者に対する激励に伴う報償金の交付 ・ 指導者バンクから学校や市民団体等への指導者の人材派遣 ・ 専門ノウハウを有する事業者 ・ 団体と連携した指導研修会の実施
上級指導者の育成	市内の指導者の中から、トップ選手を育てることのできる高いレベルの指導者を育成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門ノウハウを有する事業者 ・ 団体と連携した上級指導者養成講習の開催 ・ 中央の指導者研修への派遣 ・ 上級指導者の認定と活躍の場の提供
スポーツ施設の整備と活用	スポーツ施設整備計画に基づき、不具合なく競技を行える施設の整備に努めます。 また、施設利用の在り方を検討し、スポーツ大会等の事業誘致やトップ選手の育成に配慮した施設の拠点化を図っていくとともに、拠点以外の施設については、スポーツ施設整備計画の下で適切な利用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ施設の利用の在り方の検討 ・ 拠点化するスポーツ施設の検討と拠点施設の整備方針の決定 ・ 拠点施設の改修整備の促進 ・ 拠点以外の施設の計画的な整備と利用

(3) 取組の期間

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
スポーツ選手の育成支援	強化種目や強化選手の認定などの制度及び報償金制度の検討	強化種目や強化選手などの認定、指定管理者の専門研修	指導者バンクを活用した指導者派遣	→
上級指導者の育成	専門事業者・団体を活用した上級指導者講習会の検討	上級指導者講習会の実施、中央研修への派遣、上級指導者の認定制度の検討	→	上級認定指導者による専門講習会の開催
スポーツ施設の整備と活用	強化種目の選定と施設の利用方針の検討	拠点施設の整備方針のまとめ	拠点施設整備方針の推進	→

(4) 役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・選手は、自らのスポーツ技術の向上のために努力します。 ・能力向上を図る制度の利用が可能な選手については、制度を利用し自らの能力を高めます。 ・指導者は、自らの指導力を高めるために、上級指導者養成講習を受講します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・強化選手制度等の創設や選手育成のための講習会の開催等、選手の能力を伸ばすための施策を講じます。 ・上級指導者養成講習を始めとした指導者の強化制度を実施します。 ・強化種目の認定を受けたスポーツを振興するために必要な設備や器具、施設等の整備を行います。 ・強化選手を育成するため、施設を利用し易い制度を創設します。
専門事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・選手や指導者の育成のため、行政と連携し専門性を発揮した講習会等を実施します。

(5) 成果指標

項 目	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標
全国大会に出場するスポーツ選手・団体の数	99 人・団体	150 人・団体

この基本施策では、トップ選手を育てるための働きかけを行った結果、どれほどの個人・団体が全国大会に出場することができたかを把握するため、この成果指標を設定します。



陸上選手の強化練習

【基本施策3】

スポーツを活用した地域コミュニティの形成

(1) 基本的な考え方

人と人のつながりが薄れてきていると言われる地域社会を再生するため、地域のスポーツ活動を奨励し、スポーツを介して人々の交流を深めることや、地域スポーツ団体の活動を住民が支援しやすい仕掛けや環境を整えることにより、郷土への愛着と一体感を醸成し、子どもから高齢者までが互いに支え合える思いやりと活力のある地域づくりを進めます。

(2) 基本事業の設定

基本事業	意 図	手 段
スポーツの活力が育む地域再生	若い世代から高齢者までが参加する地域のスポーツ交流を促進し、コミュニケーションづくりを活発化させることで、地域の一体感を醸成を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・ 地域スポーツ・レクリエーション行事の奨励・ 地域総合型スポーツクラブ等スポーツ団体の活用・ スポーツ教室の出前講座の提供
スポーツによる地域協働の推進	地域住民が役割を担うスポーツ行事を運営することにより、楽しく体を動かす活動の中で相互扶助の関係性を身に付け、地域内の協働を構築します。	<ul style="list-style-type: none">・ スポーツ団体の行事運営ノウハウの提供・ 協働に関する助言
市民参加による地域スポーツ団体の育成支援	地域スポーツ団体への市民参加や支援を奨励し、スポーツ団体と市民のつながりを深めることにより地域スポーツを通じた地域の一体感を醸成を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・ 総合型地域スポーツクラブ等の地域スポーツ団体活動の普及

(3) 取組の期間

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
スポーツの活力が育む地域再生	スポーツ・レクリエーションの奨励、出前講座の提供	→	→	→
スポーツによる地域協働の推進	スポーツ行事運営と協働についての助言とノウハウの提供	→	→	→
市民参加による地域スポーツ団体の育成支援	総合型地域スポーツクラブ等の普及策の検討	普及策の実施	→	→

(4) 役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のスポーツ・レクリエーション行事に参加するとともに、その行事における自らの役割を果たします。 ・スポーツ行事の主催者は、地域住民が楽しめる企画を検討し、住民と協力して開催します。 ・自ら地域行事の参加を通して、地域を愛する姿勢を育みます。 ・地域のスポーツ団体の育成・支援にできることから協力します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のスポーツ行事が円滑に開催できるよう助言や支援を行います。 ・地域とスポーツ市民団体等が協働できる調整を行います。 ・スポーツ団体が市民によって支えられる仕組みを構築します。
スポーツ団体	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ団体の能力を発揮して、市民とともに地域のスポーツ事業を実施します。

(5) 成果指標

項 目	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標
定期的にスポーツ事業を実施している町会の割合	38%	45%

この基本施策では、地域でスポーツが行われている働きかけを行った結果、どれほどの地域がスポーツ行事を行うことになったかを把握するため、この成果指標を設定します。



ウォークラリー大会

【基本施策4】

人々の交流を促進するスポーツツーリズムの推進

(1) 基本的な考え方

本市のスポーツの特性や自然環境、また、スポーツを目的に本市を訪れる人々のニーズなどを踏まえ、誘客の期待できるスポーツ大会・イベントの誘致に取り組むとともに、観光事業と綿密に連携することにより、利用者に満足度の高いスポーツツーリズムを提供します。

そのために、官民が一体となってスポーツツーリズムを推進できる体制を整え、様々な働きかけを行います。

この施策は、次の点を重点に取り組みます。

① 推進体制の整備

ア. (仮称) 佐野市スポーツツーリズム協会の設置

スポーツツーリズムを関係者が目的を共有しつつ連携して進められるよう、スポーツ関係者や観光業関係者、宿泊業関係者、旅行業関係者、飲食食品業関係者、市民活動関係者、行政など幅広い関係者が参画する「(仮称) 佐野市スポーツツーリズム協会」を設立します。

② スポーツ資源の活用

本市の特徴的な三つのスポーツを強化します。

ア. クリケット

イギリスを始めオーストラリア、インドなど100か国以上で親しまれており、本市では、平成19年の特定非営利法人日本クリケット協会佐野支部の設立を契機に学校活動を中心に認知度が広まり、平成25年度には4,000人の子どもたちがクリケットを体験しています。

また、同協会本部の実質的な本市への移転や、「クリケットのまち佐野」サポータークラブなどの市民レベルの支援もあって、クリケットは本市の特徴的な市民スポーツとなる高い可能性を持っています。

平成26年5月には、本市で東アジア太平洋女子クリケット大会の開催が計画されており、国際的なツーリズムの推進に期待も高まります。



2012年4月
クリケットフェスティバル

イ. シニアスポーツ

還暦野球大会やラージボール卓球大会は、長い歴史を持ち、東日本各地から毎回400人を超える人が参加しています。宿泊者はラージボール卓球が20人程、還暦野球が200人

程あり、大会に参加した人は若い世代の弾丸ツアーとは異なって、市内で宿泊をしたり、食事を取ったりしていることから経済的な効果も期待できます。また、本市では、ゲートボールやグラウンドゴルフなどの交流会や、市外からのゴルフ場の利用も多く、来訪者のニーズを的確に捉え、スポーツと組み合わせた魅力ある観光事業を提供することにより、シニア世代をターゲットにした新たなツーリズムの推進が図れるものと期待されます。



還暦野球大会



ラージボール卓球大会

ウ. エコロジカルスポーツ^{※5}

本市の約6割は日光市足尾方面から続く山林となっており、キャンプや溪流釣り、紅葉のハイキング、登山より気軽なトレッキング、サイクリングなどのエコロジカルスポーツを楽しむ人が訪れます。キャンプ場、宿泊施設、森林公園といった野外活動施設や景勝地、そば等が名物の農村レストランといった観光資源とエコロジカルスポーツを組み合わせることにより、山村地域のツーリズムの推進に期待がかかります。



秋山川の源流付近



山林を抜けるサイクリング

③ 開催するスポーツ大会イベントの質の向上

ア. 国際規格 ISO20121 の取得

スポーツ大会やイベントの開催が、環境に大きな負荷を与えない持続可能なものであることを認証する国際規格 ISO20121 に対する関心が高まっています。本市で行われるスポーツ大会等がこの規格の認証を得ることにより、社会的責任を果たしているものと評価され、大会に対する信頼が高まると考えられますので、この国際規格について研究し、取得を目指します。

※5 エコロジカルスポーツ：施設を利用しない自然負荷の少ないスポーツ

国際規格 ISO20121 とは

ISO20121には、次の審査項目があります。①誰もがアクセス可能で包括的であること、②安全が確保されていること、③環境への悪影響を最小であること、④健康的な生活を支援すること、⑤イベントの物品サービスを責任をもって調達できること、⑥人々のサステナブル（環境に大きな負荷を与えない持続可能な状態）な行動を奨励すること、⑦イベント後に有形無形の財産を残すことの項目で、国際標準化機構（ISO = International Organization for Standardization）が認めた認定機関がイベントの主体等を審査し、認証します。

④ スポーツ施設の整備

ア. クリケット

市を代表するスポーツの一つに挙げられるクリケットを振興するため、国際大会を開催できる競技場の整備に努めます。



イギリスのローズ・クリケット・グラウンド

イ. その他のスポーツ

大会を誘致するには、大会主催者のニーズに合った施設・設備等を提供することが求められる。施設・整備を行う場合は、誘致するスポーツ種目の適否をはじめ、目的をしっかりと持って計画的に整備します。施設を利用しないエコロジカルスポーツにおいても、案内板や休憩所等の環境整備が必要と考えられますので、状況に応じ整備に努めます。

⑤ 東京オリンピック・パラリンピック等の練習キャンプの誘致

東京オリンピック・パラリンピック等の大規模なスポーツ大会の練習キャンプを誘致するため、本市のスポーツ施設の状況を踏まえつつ、本番と同じ設備・器具で練習できる環境の提供について検討するなど、様々なサービス内容について研究し、本市のセールスポイントを整理しながら関係機関との調整に努めます。



多目的球技場

⑥ スポーツマインドが伝わる都市づくり

本市がスポーツによるまちづくりを推進していることを市民や来訪者にも感じてもらうため、道路等の社会基盤の整備に当たっては、ウォーキングやジョギングの距離の目安となるキロポストの設置、また、周囲の雰囲気合ったウォーキングコースの整備など、その場にいる人がスポーツを始めたくなるようなアイデアを検討しつつ整備していきます。



北九州にあるキロポスト

⑦ プロスポーツチームとの連携



栃木サッカークラブのホームタウン活動

プロスポーツは競技スポーツを行う人の目標の一つであるので、今後、プロチームの練習会場の誘致やプロ選手と一緒にスポーツを楽しむ機会の確保など、プロスポーツチームとの連携の在り方を研究し、実現可能なものはスポーツツーリズムへの活用を図ります。

(2) 基本事業の設定

基本事業	意 図	手 段
(仮称) 佐野市スポーツツーリズム協会の設置と運営	官民が連携してスポーツツーリズムを推進するために必要な活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツツーリズムの理念の普及 ・具体的な行動計画の立案 ・協会加盟者の資質の向上を図る研修会の実施
協会の運営 ①スポーツ大会等の誘致活動の推進	本市の特徴を踏まえ、市外からの誘客を見込めるスポーツ大会の誘致活動を行います。特にオリンピック等の大規模な大会への関わり方やプロスポーツ、シニアスポーツなどの誘致について検討し、その実現に努めます。また、誘致を有利に進めるために国際規格 ISO20121 認証の取得を始め、開催地とし優位性の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・誘致のための課題抽出と条件整理、支援基準と支援策の検討と実施 ・協会のネットワークを活かした渉外活動 ・オリンピック等の練習誘致に関する情報収集と対応策の実施 ・プロスポーツとシニアスポーツの誘致策の検討と実施 ・国際規格 ISO20121 認証の研究と取得 ・スポーツ大会等を本市で開催する主催者への支援

<p>協会の運営 ② 来訪者の受入体制の強化</p>	<p>スポーツ大会等の実施及び見学等を目的に本市を訪れる人に対し、おもてなしの心をもった受け入れを行うためにサービス業等を営む関係企業や団体、市民との連携を強化していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ大会等の実施及び見学等を目的に本市を訪れる人の受入れに関する基準の策定、対応の平準化 ・ 協会内での主催者及び来訪者に関する情報の共有 ・ スポーツ大会等の受入に関する市内事業者等との調整 ・ 市民へのおもてなしの心の啓発とスポーツ選手、来訪者等に対する歓迎の実施
<p>協会の運営 ③ スポーツ観光事業の開発と提供</p>	<p>スポーツ大会等の実施及び見学等を目的に訪れる人に本市の良さを知ってもらい、リピーターになってもらうため、ニーズに合った観光プランを開発し、提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集と分析、対応策の検討 ・ 来訪者のニーズに合った観光プランの開発と提供 ・ スポーツ大会の観戦や合宿等とセットになる旅行オプションメニューの開発
<p>協会の運営 ④ コーディネート業務の推進</p>	<p>スポーツ大会やイベント事業を誘致したいと考える企業・団体の相談に応じ、必要な情報提供や調整など適切な対応を講じます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネート業務に関する周知 ・ スポーツイベント情報の収集と判断、協会の調整力の向上
<p>協会の運営 ⑤ ボランティアスタッフの確保と育成</p>	<p>スポーツ大会やイベント事業を側面から支えるボランティアスタッフの登録制度を創設し、安定した事業運営を図るとともに、心が通う交流関係を育みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアスタッフ制度の創設 ・ ボランティア研修の実施 ・ ボランティア活動への誘導と活発な活動の支援 ・ 交流事業への発展
<p>クリケットを活用したスポーツツーリズムの振興</p>	<p>特定非営利活動法人日本クリケット協会が行うクリケットの普及活動を支援するとともに、クリケットの大会の誘致を図る環境整備を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリケットとイギリス文化に関する情報提供 ・ 市民、特に子供を対象にしたクリケット教室への支援 ・ クリケット国際大会の誘致への支援 ・ 田沼高校跡地を活用するクリケット国際大会の開催環境の整備
<p>良好なスポーツ環境を創出する都市基盤の整備</p>	<p>スポーツ施設の拠点化に伴う周辺整備や道路・歩道等の整備改修の際に、スポーツマインドに配慮した整備計画を立てることにより、スポーツ立市に相応しい都市環境を創出します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ施設の拠点化に伴うアクセス向上のための道路整備等の周辺環境の整備 ・ 道路・歩道等の整備に関連し、ジョギング区間を示すキロポスト等の設置など、スポーツ立市の概念を反映した構造物や掲示物の設置
<p>エコロジカルスポーツを活用したツーリズムの推進</p>	<p>サイクリング、トレッキング等のエコロジカルスポーツを対象としたツーリズムを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サイクリング、トレッキングのコースと設備の整備 ・ エコロジカルスポーツが行われる地域との連携 ・ エコロジカルスポーツの愛好者等に対する広報活動

(3) 取組の期間

項 目	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
(仮称) 佐野市スポーツツーリズム協会の設置と運営	協会の設置、共通認識を図る研修の実施、運営方針の検討と策定	運営方針に基づく円滑な協会運営と活動の推進	→	→
スポーツ大会等の誘致活動の推進	大会等の誘致の支援基準と支援策の検討及び策定	誘致活動の実施	→	→
来訪者の受入体制の強化	関係事業者との調整	支援基準の周知と活用	→	→
スポーツ観光事業の開発と提供	スポーツ観光事業の研究	事業の開発	事業の周知と提供	→
コーディネート業務の推進		誘致の支援基準を踏まえたコーディネート業務の周知と実施	コーディネート業務の実施	→
ボランティアスタッフの確保と育成	ボランティアの意識啓発とボランティアスタッフの募集と登録	ボランティアの研修育成、ボランティア開始	ボランティア活動の促進	→
クリケットを活用したスポーツツーリズムの振興	クリケット普及の支援、田沼高校跡地のクリケットを中心とした利用計画の策定	クリケット普及の支援、田沼高校跡地のクリケットを中心とした利用計画の推進	→	→
良好なスポーツ環境を創出する都市基盤の整備	本計画及びスポーツ施設整備計画を踏まえた都市計画の推進	→	→	→
エコロジカルスポーツを活用したスポーツツーリズムの推進	エコロジカルスポーツの情報収集と推進方法の検討	エコロジカルスポーツの受入に関する調整、観光事業との連携、広報活動	→	→

(4) 役割

市 民	・スポーツイベントで本市を訪れる人たちを歓迎する気持ちを持ちます。 ・ボランティアスタッフとして活動するよう努めます。
行 政	・(仮称) 佐野市スポーツツーリズム協会の発足を主導します。 ・(仮称) 佐野市スポーツツーリズム協会の活動を支援します。 ・クリケットを始め、スポーツツーリズムと関連するスポーツへの支援の在り方を明らかにします。
事 業 者	・(仮称) 佐野市スポーツツーリズム協会の運営に主体的に参加し、事業を推進する。
協 会	・スポーツ大会等スポーツイベントの誘致や来訪者の受入体制の強化、スポーツ観光事業の開発、コーディネート業務の充実、イベントボランティアの育成など、本市のスポーツツーリズムの発展につながる様々な取組を行います。
市民団体	・スポーツ大会等スポーツイベントの誘致や実施に協力します。

(5) 成果指標

項 目	平成 24 年度実績	平成 29 年度目標
誘致できたスポーツ事業（大会、イベント、合宿等）の数（※1）	1	4
佐野市のスポーツ事業に満足すると答えた市外からの参加者の割合（※2）	78%	90%

この基本施策では、来訪者にとって満足できるスポーツツーリズムの取組が行われているかを把握するため、この成果指標を設定します。

11 施策の進行管理

行政経営サイクルの考え方にに基づき、年度ごとの事業の評価を行い施策の進行管理を行います。

具体的な評価については、行政評価の手法を用いて行います。

※1 スポーツツーリズムの要素が高いと期待できる事業を挙げる。平成24年度の数値は、栃木県高等学校駅伝競走大会を対象としています。

※2 平成24年度の数値は、さのマラソン大会の参加者へのアンケートによるものです。

【資料】

1. 佐野市スポーツ立市推進基本計画策定の経過

日付	項目	内容
平成25年 11月20日(水)	第1回佐野市スポーツ立市推進基本 計画策定委員会	(1) 佐野市スポーツ立市推進基本計 画策定委員会の設置要綱について (2) 佐野市スポーツ立市推進基本計 画の策定について
平成25年 11月29日(金)	第1回佐野市スポーツ立市推進基本 計画策定懇談会	(1) 佐野市スポーツ立市推進基本計 画策定懇談会の設置要綱について (2) 佐野市スポーツ立市推進基本計 画の策定について
平成25年 12月27日(金)	第2回佐野市スポーツ立市推進基本 計画策定委員会	(1) 佐野市スポーツ立市推進基本計 画策定の素案について
平成26年 1月23日(木)	第2回佐野市スポーツ立市推進基本 計画策定懇談会	(1) 佐野市スポーツ立市推進基本計 画の策定について
平成26年 1月29日(水)	第3回佐野市スポーツ立市推進基本 計画策定委員会	(1) 佐野市スポーツ立市推進基本計 画(案)について

佐野市スポーツ立市推進基本計画策定委員会設置要綱

平成 25 年 11 月 25 日

佐野市訓令第 14 号

(設置)

第 1 条 スポーツによるまちづくりの調査研究を行い、もって佐野市スポーツ立市推進基本計画（以下「計画」という。）の策定に資するため、佐野市スポーツ立市推進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、計画の原案を作成し、これを市長に提出するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長はスポーツ立市推進室長を、副委員長は政策調整課長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総合政策部スポーツ立市推進室において処理する。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

政策調整担当 秘書課長 市民活動促進課長 健康増進課長 観光課長 観光立市推進室長
都市計画課長 学校教育課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長

佐野市スポーツ立市推進基本計画策定懇談会設置要綱

平成 25 年 11 月 25 日

佐野市告示第 218 号

(設置)

第 1 条 佐野市スポーツ立市推進基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、スポーツによるまちづくりに関する意見を聴くため、佐野市スポーツ立市推進基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、計画の策定に関し、意見を述べ、提言を行うものとする。

(組織)

第 3 条 懇談会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 港湾計画・港湾物流・観光専門委員
- (2) 学識経験のある者
- (3) スポーツ関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (4) 観光関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (5) 経済関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (6) 報道関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (7) 総合政策部長

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画が策定される日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇談会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総合政策部スポーツ立市推進室において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

4. 佐野市スポーツ立市推進基本計画策定懇談会委員

[平成 25 年 11 月 29 日現在]

No.	区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
1	港湾計画・港湾 物流・観光専門 委員	岡本 直久	筑波大学システム情報工学研究科 准教授
2	学識経験者	吉永 憲	一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構 役員
3	〃	星野 正	公益社団法人さいたま観光国際協会 さいたまスポーツコミッション事務局 副参与
4	スポーツ団体	五百部 昌雄	佐野市スポーツ推進審議会 会長 佐野市体育協会 理事長
5	〃	高島 一雄	佐野市スポーツ推進委員協議会 会長
6	〃	西海 浩一	ミズノ株式会社 スポーツ施設サービス部 次長
7	観光団体	竹川 常光	社団法人佐野市観光協会 事務局長
8	〃	岩間 千里	株式会社 J T B 関東法人営業両毛支店 支店長
9	経済団体	矢島 堅司	佐野商工会議所 副会頭
10	〃	平野 正人	株式会社足利銀行地域振興部 上席審議役
11	報道団体	斉藤 雅彦	株式会社とちぎテレビ 営業局副局長兼営業部長
12	総合政策部長	飯塚 久	佐野市役所総合政策部長

[敬称略]



佐野市 総合政策部 スポーツ立市推進室

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
TEL.0283-24-5111 (代) FAX.0283-22-9104
<http://www.city.sano.lg.jp>